



宮 崎 県 公 報

平成23年 4 月 1 日（金曜日）号外 第 43 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

選挙管理委員会告示

○宮崎県議会議員選挙における選挙運動に関する

頁

支出の最高額	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

平成23年 4 月 10 日執行の宮崎県議会議員選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の最高額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成23年 4 月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙区名	
宮崎市選挙区	6,132,100円
都城市選挙区	5,820,500円
延岡市選挙区	5,698,300円
日南市選挙区	5,932,500円
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	5,943,700円
日向市選挙区	6,044,900円
串間市選挙区	5,383,900円
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	6,279,300円
えびの市選挙区	5,454,100円
北諸県郡選挙区	5,534,000円
東諸県郡選挙区	5,885,800円
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	5,564,700円
東臼杵郡選挙区	6,029,400円
西臼杵郡選挙区	5,513,800円

宮崎県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成23年 3 月 31 日現在次のとおりである。

平成23年 4 月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,679人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	222,318人

宮崎県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成23年 3 月 31 日現在次のとおりである。

平成23年 4 月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区	107,567人
都城市選挙区	46,277人
延岡市選挙区	36,110人
日南市選挙区	16,325人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,415人
日向市選挙区	17,228人
串間市選挙区	5,960人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,556人
えびの市選挙区	6,242人
北諸県郡選挙区	6,562人
東諸県郡選挙区	7,975人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,056人
東臼杵郡選挙区	8,552人
西臼杵郡選挙区	6,481人